

貯蓄預金規定

1. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により署名（記名）押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

2. (自動支払等)

この預金からは、各種公共料金等の自動支払をすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金等の自動受取口座として指定することはできません。

3. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、当組合の店頭に表示する残高に応じた毎日の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当組合所定の日にこの預金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下、「基準残高」といいます。）は、I型30万円、II型10万円とし適用する利率は次のとおりとします。

- (1) 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間…… 当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」
- (2) 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間…… 当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

以上

2020年4月1日 改定